

西越地区「人・農地プラン」を更新しました

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

1 協議の場を設けた区域の範囲

西越地区

2 協議の結果を取りまとめた年月

令和2年3月

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

【経営体数】

- ・法人 … 1 経営体
- ・個人 … 43 経営体
- ・集落営農（任意組織）… 0 経営体

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の出し手となる農家は、原則として農地中間管理機構を活用する
- ・集積・集約化するため、中心となる経営体の隣の農地については、話し合いを進め中間管理機構を利用する

6 今後の地域農業のあり方

- ・農業法人化を目指す
- ・高齢化が進む中で農地中間管理機事業を利用し担い手に農地を集約することにより、振興作物の作付けに取り組み耕作放棄地の解消につなげていく。